

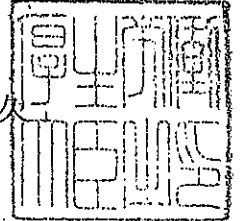


厚生労働省発年0120第8号
平成28年1月20日

社会保障審議会

会長 西村 周三 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



諮問書

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）による改正後の国民年金法（昭和34年法律第141号）附則第9条の4の7第9項（同法附則第9条の4の9第9項、第9条の4の10第7項及び第9条の4の11第7項において準用する場合を含む。）の規定により、別紙のとおり特定事由に係る申出等の承認基準を定める厚生労働省令を定めることについて、同法附則第9条の4の7第10項（同法附則第9条の4の9第9項、第9条の4の10第7項及び第9条の4の11第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づき諮問する。

特定事由に係る申出等の承認基準（案）について

国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）の一部を改正し、以下の事項を定める規定を新設する。

被保険者又は被保険者であった者による国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）附則第 9 条の 4 の 7 第 1 項の申出、附則第 9 条の 4 の 9 第 1 項の申出、附則第 9 条の 4 の 10 第 1 項の申出及び附則第 9 条の 4 の 11 第 1 項の申出に係る承認の基準は、特定事由に係る申出等に係る事実が社会通念に照らして不合理でなく、疎明されたと認められることとする。

事務処理誤り等に関する特例保険料の納付等の制度の創設について

1 背景等

○平成26年6月に成立した政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成26年法律第64号)において、事務処理誤り等の事由により、国民年金保険料の納付の機会を逸失した場合等について、特例保険料の納付等を可能とする制度が創設された。

【公布日(平成26年6月)から2年以内で政令で定める日より実施(平成28年4月)】

○具体的には、事後的に事務処理誤り等の事由が明らかになり、それにより国民年金保険料の納付の機会を逸失したと認められる場合等について、年金受給権を得る途を開く観点から、事後的に特例保険料の納付等を可能とする制度を創設することとしている。

※ 国民年金保険料は納期限から2年を経過すると納付することができない。

＜対象となる事例＞

- ・誤った説明を受けたなど事務処理誤り等の事由により、保険料を納付することができなかった
付加保険料の納付ができなかった
保険料の追納ができなかった
保険料の免除申請ができなかった など

※本制度は、長期にわたる保険料の拠出等に基づく保険給付であるという国民年金の特殊性に鑑み設けるものであるため、拠出(適用・徴収)に係る手続であって、保険給付の有無又はその額に影響する手続を対象としている。

＜納付等をした場合の効果＞

- ・事務処理誤り等の事由により、保険料を納付することができなかったなどの申出が行われた日に保険料の納付等があったものとみなし、受給権者については、将来に向けて年金額を改定する。

2 特定事由に係る申出の承認基準等

○被保険者等は、事務処理誤り等(特定事由※1)により、一定の手続※2や保険料の納付等を行う機会を逸失した場合または一定の手続等が遅れた場合には、厚生労働大臣※3にその旨の申出を行うことができるものとされており、厚生労働大臣がその申出を承認したときは、事後的に特例保険料の納付等ができることとされている。

※1 特定事由とは国民年金法の規定に基づいて行われるべき事務の処理が行われなかったことまたはその処理が著しく不当であることをいう。

※2 各種届書や申請書等の提出や保険料の納付が遅れた場合等を想定しており、政令で定めることとされている。

※3 各申出の受理及びその承認についての厚生労働大臣の権限に係る事務については日本年金機構に委任されている。

○厚生労働大臣は、厚生労働省令で被保険者等からの申出の承認の基準を定めるものとされており、主として以下の内容について検討する。

- ①特定事由に係る基本的な考え方 ②特定事由の行為主体・行為類型
- ③特定事由に係る証拠の考え方

○法律上、承認基準を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ社会保障審議会に諮問しなければならないこととされている。承認基準の策定にあたっては、年金業務における事務処理誤りの事実関係の認定や事務処理誤りが存在していたか否かを判断するための証拠の考え方など専門性の高い分野について審議の必要があるため、社会保障審議会年金事業管理部会の下に「特定保険料納付申出等に係る承認基準専門委員会」を設置して審議を行い、承認基準案等の概要をとりまとめたところ。

今般、専門委員会の検討結果について年金事業管理部会に報告し、議論いただいたうえで承認基準を定めるために必要な諮問・答申を行うものである。

3 専門委員会における審議状況

(1) 専門委員会メンバー（五十音順）

片桐春美	委員	新日本有限責任監査法人 公認会計士
喜田村洋一	委員長	ミネルバ法律事務所 弁護士
白石多賀子	委員	雇用システム研究所代表 特定社会保険労務士
高橋良明	委員	相模原市健康福祉局 国民年金課長
嵩さやか	委員	東北大学大学院法学研究科 准教授
柳志郎	委員	新村総合法律事務所 弁護士
山口由紀子	委員	相模女子大学人間社会学部 教授

(2) 開催状況

	開催日	議 題
第1回	平成27年 7月 6日	委員会の設置・特定事由について
第2回	平成27年 7月31日	処理誤り・処理漏れ(遅延)について
第3回	平成27年 9月 7日	説明誤り・説明漏れについて
第4回	平成27年 9月30日	特定事由の証明について
第5回	平成27年10月20日	承認基準(省令案)について

【参考条文】

○ 国民年金法附則（抄）

第九条の四の七 被保険者又は被保険者であつた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣にその旨の申出をすることができる。

一 特定事由（この法律その他の政令で定める法令の規定に基づいて行われるべき事務の処理が行われなかつたこと又はその処理が著しく不当であることをいう。以下この条及び附則第九条の四の九から第九条の四の十一までにおいて同じ。）により特定手続（第八十七条の二第一項の申出その他の政令で定める手続をいう。以下この条において同じ。）をすることができなくなつたとき。

二 特定事由により特定手続を遅滞したとき。

2 厚生労働大臣は、前項の申出に理由があると認めるときは、その申出を承認するものとする。

3～8 （略）

9 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、第二項の規定による承認の基準を定めるものとする。

10 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。

11 （略）

第九条の四の八 （略）

（特定事由に係る保険料の納付の特例）

第九条の四の九 被保険者又は被保険者であつた者は、次の各号のいずれかに該当する期間（保険料納付済期間を除く。第三項において「対象期間」という。）を有するときは、厚生労働大臣にその旨の申出をすることができる。

一 特定事由により保険料（第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料にあつてはその一部の額以外の残余の額とし、付加保険料を除く。以下この条において同じ。）を納付することができなくなつたと認められる期間

二 附則第九条の四の七第三項の規定により特定被保険者期間とみなされた期間

三 附則第九条の四の七第四項の規定により特定一部免除期間とみなされた期間

- 2 厚生労働大臣は、前項の申出（同項第一号に係るものに限る。）に理由があると認めるとき、又は同項の申出（同項第二号又は第三号に係るものに限る。）があつたときは、その申出を承認するものとする。
- 3 第一項の申出をした者は、前項の規定による承認を受けたときは、当該承認に係る対象期間の各月につき、当該各月の保険料に相当する額の保険料（以下この条において「特例保険料」という。）を納付することができる。
- 4～8 （略）
- 9 附則第九条の四の七第九項及び第十項の規定は、第二項の規定による承認について準用する。
- 10 （略）

（特定事由に係る付加保険料の納付の特例）

第九条の四の十 被保険者又は被保険者であつた者は、次の各号のいずれかに該当する期間（付加保険料に係る保険料納付済期間を除く。第三項において「付加対象期間」という。）を有するときは、厚生労働大臣にその旨の申出をすることができる。

- 一 特定事由により付加保険料を納付することができなくなつたと認められる期間
- 二 附則第九条の四の七第五項の規定により特定付加納付期間とみなされた期間
- 2 厚生労働大臣は、前項の申出（同項第一号に係るものに限る。）に理由があると認めるとき、又は同項の申出（同項第二号に係るものに限る。）があつたときは、その申出を承認するものとする。
- 3～6 （略）
- 7 附則第九条の四の七第九項及び第十項の規定は、第二項の規定による承認について準用する。
- 8 （略）

（特定事由に係る保険料の追納の特例）

第九条の四の十一 被保険者又は被保険者であつた者は、次の各号のいずれかに該当する期間（保険料納付済期間を除く。第三項において「追納対象期間」という。）を有するときは、厚生労働大臣にその旨の申出をすることができる。

- 一 特定事由により第九十四条の規定による追納をすることができなくなつたと認められる期間

二 附則第九条の四の七第四項の規定により特定一部免除期間とみなされた期間

三 附則第九条の四の七第六項の規定により特定全額免除期間とみなされた期間

2 厚生労働大臣は、前項の申出（同項第一号に係るものに限る。）に理由があると認めるとき、又は同項の申出（同項第二号又は第三号に係るものに限る。）があつたときは、その申出を承認するものとする。

3 第一項の申出をした者は、前項の規定による承認を受けたときは、当該承認に係る追納対象期間の各月の保険料（第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料に限る。）の全部又は一部につき追納をすることができる。ただし、同条第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料については、その残余の額につき納付されたときに限る。

4～6 （略）

7 附則第九条の四の七第九項及び第十項の規定は、第二項の規定による承認について準用する。

8 （略）

第九条の四の十二 （略）

○ 社会保障審議会令（抄）

（部会）

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その

定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○ 社会保障審議会運営規則（抄）

（委員会の設置）

第八条 分科会長又は部会長は、必要があると認めるときは、それぞれ分科会又は部会に諮って委員会を設置することができる。